

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第2、議案第27号 令和元年度旧依田邸温泉施設整備改修工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第27号 令和元年度旧依田邸温泉施設整備改修工事請負契約の変更について、でございます。詳細は担当課長より申し上げます。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 5枚目の地図についてちょっと、質問させていただきたいんですけども、この、今赤線を引いてあるところは、電源遠方操作の改修の部分ということだと思うんですけど、議員の人たちで、見に行かせていただいた時に、もう少し川沿いの方に、付けるような説明だったかなと思うんですけど、それは、その後、色々検討されて、ここがいいということで、今、こうなっているのでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 5ページの所に配線ルートの図がございます。田中議員、おっしゃるとおり、従前の計画では、川側を通す、配線ルートを計画していたわけですけど、配線ルートが長くなるなど、やはり、お金が掛かる、経済性等々を考慮して、今回はボイラー室から絹屋側、今ある建物沿いを通すルートに短縮をいたしたところです。当初ですね、今の絹屋側、今の変更の所を通す場合には民地を通らなければというネックが、あったわけですけど、ここにありますように大沢区の共聴のアンテナが立っております。従いまして、そのアンテナに、添架できるということが相談できましたので、民地を通らなくても、大沢区の共聴アンテナの所に添架して、絹屋側に通すということができましたので、今回、この、最短ルートということで、変更させていただきました。以上です。

○1番（田中道源君） ご説明ありがとうございます。今、そうだろうな、と思いました。その中でですね、本筋からズレるかもしれませんが、外灯というのがここにあわせてつくとい

うことになっていると思います。その外灯が、この位置で、機能するというか、ちゃんと照らすことのできるような配置になっているのか、一応確認させていただけますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 5基ほど、外灯を設置いたします。そちらの外灯についても、LEDの広反射といいますか、広範囲に照らすLEDライトでございますので、この駐車場の防犯という意味では、十分機能しているということで考えています。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（土屋清武君） ちょっと、お伺いしたいことがあるんですけど、実は契約自身ではなく、これに関連する事でも宜しいですか。

○議長（藤井 要君） はい、どのような事でしょうか。

○8番（土屋清武君） というのはですね、これが5千万・・・、勉強会の時にも、ちょっと、今度の岩科診療所の関係で、アレが9,500万でしたか・・・、工事費がね。それで、実施設計監理が、施工監理料は予算では250万だというけれども、それは何か、裏付けのほうがあって、それによって、これを250万に予算措置したということを伺ったわけですけど、これについてはですね、工事費が、その半分だけれども、施工監理関係では、岩科の倍だよ、500万だよ、確か予算・・・。4百何十万か・・・。

（○企画観光課長（高橋良延君） 「4百\*\*\*・・・、380・・・。」）

○8番（土屋清武君） 嘘、あれ、予算で・・・。

（○企画観光課長（高橋良延君） 「予算、予算は、460万。」）

○8番（土屋清武君） じゃあ、入札か何かをやって、3百何万で落としたのか・・・。

（○企画観光課長（高橋良延君） 「はい。」）

○8番（土屋清武君） だけれども、そこの算定のね、どの位の工事費の、どの位何%・・・、普通、設計監理の場合については、大体工事費の何%というような基本算出が、あったと思っただけですけども、この場合には・・・、重文の方はね、県の重要文化財のほうに関わる施設だったら、私は、始め・・・、まあ、監理にはね、相当の金額を載せるのはやむを得ないという解釈をしていたわけですけど、ところが実際やって見ると、設計書を見たり、現場を見たりすると、本当に県の文化財に関係無い新しい部分の改修というようなことになっているから、ちょっと監理料が大きすぎるんじゃないかと、というような感じを持つわけですけど、その辺の予算を盛った時とは、どういうようなことで、500万だっけか・・・、その辺をわかっていたら、伺いたいです。

○企画観光課長（高橋良延君） 工事監理については全く問題ありません。工事監理に当たり

ましては、設計の工事監理の算定マニュアルというのがございます。ようは、工事費だけのものをベースにしているわけではございません。その中には、面積もあるし、用途というものもありますし、あるいは建物によつての、算出計数、要するに簡易なものとか、難しい物とかによつての、算出計数それぞれを併せて工事監理というのは、算定されるものでありますので、ただ、単純に工事費が、どうだから、その何%というものではございませんので、これは、依田邸については、工事監理マニュアル、これに基づきまして、しっかりと予算措置をしたものであります。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようであります。質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了します。

これより議案第27号 令和元年度旧依田邸温泉施設整備改修工事請負契約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。